

市税の減免

【**個人市県民税**】 所有する住宅または家財に損害を受けたときは、損害程度および所得額に応じて、個人市県民税が全部、または一部が減免されます。

また、農作物に損害を受けたときも同様です。
※保険金や補償金により補てんされる分については損害に含まれません。

※2015年度の下記の納期の税額が対象となります。

- ・普通徴収（納付書・口座振替による納付）は第3期、第4期
- ・給与からの特別徴収（引き落としによる納付）は2015年9月分以降
- ・年金からの特別徴収（引き落としによる納付）は2015年10月分以降

【**固定資産税・都市計画税**】 固定資産（土地・家屋・償却資産）が損害を受けたときは、その程度に応じて減免されます。
※2015年度の第3期、第4期の税額が固定資産ごとの損害の程度に応じて減免となります。

後期高齢者医療の減免

【**保険料**】 所有する住宅または家財に損害を受けた方は、損害の割合に応じて減免されます。

損害の割合	前年の所得	減免の割合
10 分の 3 以上 10 分の 5 未満	500 万円以下	2 分の 1
	500 万円を超え 750 万円以下	4 分の 1
	750 万円を超え 1 千万円以下	8 分の 1
10 分の 5 以上	500 万円以下	全額
	500 万円を超え 750 万円以下	2 分の 1
	750 万円を超え 1 千万円以下	4 分の 1

※保険金により補てんされる場合は、補てんされる金額を損害から差し引いてから損害の割合を計算。
※減免対象は、2015年度の保険料に減免割合を乗じた額を、申請した日以降に納期限が到来する保険料から減免。申請した日以降に納期限が到来する保険料が減免額より少ない場合には、2016年度の保険料に繰り越して減免。

【医療費】

損害の割合	減額割合または免除
10 分の 3 以上 10 分の 5 未満	10 分の 5
10 分の 5 以上	免除

※申請した日の属する月から3ヶ月の間の一部負担金について適用。保険金により補てんされる場合は、補てんされる金額を損害から差し引いてから損害の割合を計算。

国保料・医療費の減免

【**国保料**】 所有する住宅または家財に損害を受けた方は、損害の割合に応じて、減免されます。

損害の割合	前年の所得	減免の割合
10 分の 3 以上 10 分の 5 未満	500 万円以下	2 分の 1
	500 万円を超え 750 万円以下	4 分の 1
	750 万円を超え 1 千万円以下	8 分の 1
10 分の 5 以上	500 万円以下	全額
	500 万円を超え 750 万円以下	2 分の 1
	750 万円を超え 1 千万円以下	4 分の 1

※保険金により補てんされる場合は、補てんされる金額を損害から差し引いてから損害の割合を計算。
※減免対象は、2015年度第4期（9月30日納期限）から第10期（2016年3月31日納期限）までの保険料。特別徴収（年金からの差し引き）の場合は、2015年10月から2016年2月までの差し引き分が対象。

【国保医療費】

損害の割合	減額割合または免除
10 分の 3 以上 10 分の 5 未満	10 分の 5
10 分の 5 以上	免除

※申請した日の属する月から3ヶ月の間の一部負担金について適用。保険金により補てんされる場合は、補てんされる金額を損害から差し引いてから損害の割合を計算。

介護保険料・利用料の減免

所有する住宅または家財に損害を受けた場合、損害割合に応じて、減免されます。

【**介護保険料**】 災害を受けた日から1年以内に納期の末日が到来する保険料が対象。

対象になる方	損害割合	免除または減免割合
損害を受けた住宅・家財等を所有する第一号被保険者または生計維持者	10 分の 5 以上	免除
	10 分の 3 以上	50%
	10 分の 5 未満	

【**介護利用料**】 災害を受けた日が属する月から1年の間に受けたサービスが対象。

対象になる方	損害割合	免除または減免割合
損害を受けた住宅・家財等を所有する要介護認定者等または生計維持者	10 分の 5 以上	免除
	10 分の 3 以上	5%
	10 分の 5 未満	